

公表対象随意契約一覧

盛岡赤十字病院

物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
4kアーロスコープ アイカップ 一式	1	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年5月8日	共立医科器械(株) 盛岡市愛宕町15番9号	1,130,000円	予定価格が160万円を超えない財産の買入に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
健診システム更新	1	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年5月30日	きたぎんリース・システム(株) 盛岡市材木町2番23号 きたぎん材木町ビル4F	6,050,000円	競争に付し、再度の入札をしても落札者がいないため (日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	
複合機	4	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年7月3日	大塚商会 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号	1,882,400円	当院が求める機能を有することから競争の余地はなく、またメーカーから指定された代理店であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
デジタルマネジメントシステムFORUM更新	1	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年7月14日	株式会社ユニハイツ 盛岡市下田下川原50-8	1,031,800円	予定価格が160万円を超えない財産の買入に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
病理支援システム保守契約	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年10月1日	株式会社南部医理科 岩手県紫波郡紫波町大字高田第10地割78番地1	1,336,500円	当該システムの納入業者であり適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(会計規則第36条第4項)	
PDD内視鏡システム保守	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年10月1日	丸木医科器械株式会社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割313	1,041,216円	当該システムの納入業者であり適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。(会計規則第36条第4項)	
キュリーメーター	1	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年10月31日	共立医科器械(株) 盛岡市愛宕町15番9号	2,530,000円	突然の故障により早急な代替が必要となった。短期間での納入が可能な業者が限定されており、契約の性質又は目的が競争を許さないことから随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
膀胱尿道鏡	1	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和7年12月26日	丸木医科器械(株) 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割39	1,666,500円	突然の故障により早急な代替が必要となった。短期間での納入が可能な業者が限定されており、契約の性質又は目的が競争を許さないことから随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
アコマ社製麻酔器保守	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和8年1月7日	丸木医科器械株式会社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割313	1,571,251円	選定予定業者は当該機器の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(会計規則第36条第4項)	
電子カルテサーバー用UPSバッテリ・BBUバッテリ交換作業	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和8年1月21日	NECフィールディング株式会社 岩手県盛岡市本宮3丁目13-20	5,772,470円	当該システム開発業者指定の保守業者であり、当該機器の保守作業を遅延なく実施できるのは同社のみであることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため(会計規則第36条第4項)	
産婦人科検診台	1	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和8年1月30日	丸木医科器械(株) 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割39	3,298,900円	当院が求める機能を有することから競争の余地はなく、またメーカーから指定された代理店であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから随意契約とする。(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
BD Elevationバイオプシーシステム	1	事務部経営企画課 盛岡市三本柳6-1-1	令和8年1月30日	株式会社バイタルネット 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3-1-12	1,193,500円	予定価格が160万円を超えない財産の買入に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号)	
プラズマ滅菌装置ステラッド100S保守	1	事務部施設管理課 盛岡市三本柳6-1-1	令和8年1月31日	丸木医科器械株式会社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割313	1,430,000円	選定予定業者は当該機器の納入業者であり、適切な保守の実施が可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(会計規則第36条第4項)	

(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合は予定調達総額を記載する。

(2) 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更をくわえることその他の所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。